

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

30 生産第 497 号
30 政統第 434 号
平成 30 年 5 月 29 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

この度、硫黄山噴火対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

平成30年に発生した硫黄山の噴火（以下「平成30年硫黄山噴火」という。）は、長江川及び川内川の河川水に影響を及ぼし、宮崎県及び鹿児島県の広範囲にわたって水稲の作付中止を招くなど、地域の農業経営に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地において円滑な営農再開を図るためには、被災により作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、種子・種苗の購入や、農業用機械のリース・レンタル等に要する経費等を支援する必要がある。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2のただし書に基づき、実施要綱第3の1に定める「地区事業」として、硫黄山噴火対応産地緊急支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとする。

第2 事業の内容等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、平成30年硫黄山噴火による甚大な被害を受けた地域において、被災を機に作物転換等を実施することにより、速やかな営農再開を図るために共同で行う以下の取組とする。

(1) 資材の調達等支援

ア 次期作等支援

被災した共済の対象外作物の次期作栽培開始又は平成30年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の調達、平成30年度中の営農再開に必要な役務等を確保する取組

イ 作物転換・規模拡大支援

被災を機に作物転換・規模拡大等を行う場合に必要となる生産資材等（種子・種苗等の消費材を除く。）を調達する取組

(2) 栽培環境整備支援

被災に伴い必要となる作物残さの撤去、追加的な施肥・防除等の栽培環境整備のための取組

(3) 土づくり支援

災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るために必要な追加的な堆肥の投入等の土づくりの取組

(4) リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換・規模拡大等を行う場合に必要となる農業機械、施設園芸用機器等（以下「農業機械等」という。）をリース方式により導入する取組

なお、リース方式による農業機械等の導入に関する基準等は別紙に定めるとおりとする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

- (1) 県
- (2) 市町村
- (3) 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (5) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）
- (6) 九州農政局長が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体（以下「特認団体」という。）

3 採択要件

採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

(1) 成果目標の基準

ア 1の（1）のアの事業

被災した農地等において営農が再開されることとする。

イ 1の（2）の事業

被災した農地等において平成30年度中に営農再開のために適切な環境が確保されることとする。

ウ 1の（3）の事業

事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が、従前の水準とおおむね同等まで回復することとする。

エ 1の（1）のイ及び（4）の事業

助成対象者が平成32年度まで作物転換・規模拡大等を行うこととする。

(2) 目標年度

ア 1の（1）のア及び（2）の事業については、平成30年度とする。

ただし、1の（1）のアの事業のうち、次期作の栽培開始に向けた取組は、平成31年度とする。

イ 1の（3）事業については、事業実施後3か年が経過した日が属する年度とする。

ウ 1の（1）のイ及び（4）の事業については、平成32年度とする。

(3) 事業の対象となる地域等

ア 1の（1）から（3）までの事業

助成の対象となるほ場は、平成30年硫黄山噴火の影響により、農作物等に甚大な被害を受けた地域において、次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件を満たすほ場とする。

（ア）1の（1）の事業

次のいずれかに該当するほ場とする。

(i) 市町村が被災により30%以上の収穫量の減少が見込まれると認められたほ場

(ii) 市町村が被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認められた農家のほ場

(イ) 1の(2)の事業

市町村長が県知事に対し被災があった旨を報告したほ場とする。

ただし、実需者が収穫を行う予定であったほ場の作物残さの撤去の取組については、当該実需者が、当該ほ場において収穫を行う予定であったが収穫を行わなかった旨を証明したものに限る。

(ウ) 1の(3)の事業

災害復旧事業(農地・農業用施設等)において、客土工法が用いられたほ場とする。

イ 1の(4)の事業

助成の対象となる地域は、平成30年硫黄山噴火の影響により農作物又は農業機械等に甚大な被害を受けた地域とする。

4 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

5 事業実施期間

本事業の実施期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

6 留意事項

(1) 農業共済及び収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

(2) 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体が事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体が作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

(3) パイプハウスの設置

生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済、損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

(4) 農業機械等のリース導入

ア 助成対象者は、助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

イ 助成対象者が、国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補

助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

第3 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 助成対象外の経費

次の経費は本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成又は支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等の導入経費（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (3) 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む）の導入経費
- (4) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号に次の別添様式を添付した事業実施計画を作成し、九州農政局長に提出してその承認を受けるものとする。

ア 第2の1の(1)の事業

別添様式第1号

イ 第2の1の(2)の事業

別添様式第2号

ウ 第2の1の(3)の事業

別添様式第3号

エ 第2の1の(4)の事業

別添様式第4号

オ 第2の2の(6)の特認団体として事業を実施予定の団体

別添様式第5号

- (2) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、(1)に準じた手続を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の承認等

九州農政局長は、実施要綱第5の2の規定に準じて、事業実施計画の承認を行うものとする。

また、第2の2の(6)の特認団体として事業を実施予定の団体について、事業の目的に資すると認められる場合には、特認団体として認定を行うものとする。

4 指導監督等

(1) 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者に、

ア 農業機械等のリース契約書等関係書類の管理及びリース期間内の適正な利用

イ パイプハウス等の耐用年数期間内における適正な利用

について指導するとともに、毎年度、利用状況を確認するものとする。

(2) 助成金の返還等

九州農政局長は、事業実施主体に交付した助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業を活用して導入した農業機械等及びパイプハウス等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときについても同様とする。

第5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を九州農政局長に報告するものとする。

2 九州農政局長は、1の事業実施報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業の評価については、実施要綱第7の手続きを準用するものとし、実施要綱第7の1に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 実施要綱第7の2に基づく九州農政局長による点検評価は、実施要綱第7の1に規定する事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて行うものとし、点検評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 九州農政局長は、実施要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容につ

いて、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 九州農政局長は、3により評価結果を取りまとめた場合は、生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するとともに、評価結果について公表するものとする。

なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。

- 5 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、九州農政局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行った後1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。

- 6 九州農政局長は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。

- 7 九州農政局長は、5による改善計画に基づく取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

第7 その他

1 本事業の支援対象

事業実施主体又は助成対象者が、平成30年硫黄山噴火による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

2 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

3 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

附 則

この通知は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

別紙

リース方式による農業機械等の導入に関する基準等

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）の第2の1の（4）の事業については、以下によるものとする。

1 農業機械等の範囲

本事業の対象とする農業機械等の範囲は、次のとおりとする。

- （1）共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。
- （2）助成対象となる農業機械等のリースについては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

ただし、本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等は除く。

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（農業機械等を導入して利用する者と農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約であって、リース事業者が利用者に対して貸し付けるために取得した農業機械等を対象とするもの。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）事業実施計画に記載された農業機械等の利用者及び農業機械等に係るものであること。
- （2）リース事業者及びリース料が4の（3）により決定されたものであること。
- （3）リース期間が2年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

3 リース料助成金の額

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては算式③によるものとする。

なお、当該農業機械等のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝農業機械等の購入価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：助成金の額＝（農業機械等の購入価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×1／2以内

算式②を用いてリース料助成金を算出する場合において、リース期間は、設備利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定

日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

4 事業実施手続等

(1) リース事業計画の作成及び提出

ア 事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする農業機械等の利用者に、リース方式による農業機械等の導入に係る事業の実施計画（以下「リース事業計画」という。）の作成に必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

イ 事業実施主体は、アにより入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記3によりリース料助成額を計算し、別添様式第4号によりリース事業計画を作成し、別記様式第1号に添付して九州農政局長に提出するものとする。

(2) リース事業計画等の承認

九州農政局長は、1から3までに掲げる基準を全て満たしているか確認を行い、実施要綱第5の2により承認を行うものとする。

(3) リース事業者等の決定

事業実施主体は、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等の利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は農業機械等の利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(4) 助成金の支払

事業実施主体は、(3)の入札及びリース契約に基づき農業機械等が農業機械等利用者に導入され、当該農業機械等の利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及び農業機械等の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該農業機械等の利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該農業機械等の利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(5) 助成金の管理

事業実施主体は、農業機械等の利用者へリース料助成料を遅滞なく支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

別表

取組の補助率等は以下のとおりとする。

共同で行う取組		補助対象経費	補助率	注 意 点	事業実施主体
営農再開支援	(1) 資材の調達等支援 ア 次期作等支援	被災した共済の対象外作物の次期作栽培開始又は平成30年度中の営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る。）の購入経費並びに平成30年度中の営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費の根拠がわかる資料（納品書、請求書等）を添付すること。 ・他作物に転換する場合の種子・種苗費は、前作の種子・種苗費の2倍を上限とする。 	<p>次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。</p> <p>ア 県</p> <p>イ 市町村</p> <p>ウ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）</p> <p>エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>オ 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）</p> <p>カ 九州農政局長が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体（以下「特認団体」という。）</p>
	イ 作物転換・規模拡大支援	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材を除く。）の購入経費	1/2以内		
	(2) 栽培環境整備支援 ア 作物残さの撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛増し経費	定 額 (1,500円/10a以内)		
	イ 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤又は肥料の購入に必要な掛かり増し経費	1/2以内		
	ウ 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	定 額 (1,500円/10a以内)		

共同で行う取組	補助対象経費	補助率	注 意 点	事業実施主体	
	(3) 土づくり支援	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合又は緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定 額 (10,000円/ 10a以内)	事業に取り組む農業者が平常時において投入する堆肥の量（当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量）に対し、その半分以上の量の堆肥を追加投入する場合に限ることとし、助成対象経費の根拠がわかる資料を添付すること。	
	(4) リース方式による農業機械等の導入支援	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等をリース方式により導入するために必要な経費	定 額 (本体価格 1/2以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械等は本体価格（消費税を除く）が50万円以上のものとする。 ・共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とする。 	

別記様式第1号

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
印

平成30年度産地活性化総合対策事業のうち硫黄山噴火対応産地緊急支援事業
実施計画の（変更）承認申請について

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業（平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第4の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

産地活性化総合対策事業のうち硫黄山噴火対応産地緊急支援事業

事業実施計画書

事業実績報告書

事業実施年度： 平成 30 年度

事業実施主体名：

所在地：

1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 被災の状況等

被災作物名 又は 被災施設名	被災の状況	成果目標	被災面積又は 受益面積等		備考
			面積	農家戸数	
	(土づくり支援事業に取り組む際は、本メニューの要件である災害復旧事業(客土)の実施状況について必ず記載すること。)		〇〇ha	〇〇	
			〇〇ha	〇〇	
			〇〇ha	〇〇	
合 計			〇〇ha	〇〇	

注：資材の調達等支援、栽培環境支援、土づくり支援及びリース方式による農業機械等の導入支援の取組の場合は被災作物名及び被災面積を記載すること。

3 取組内容等

被災作物名 又は 被災施設名	取組内容				総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考	
						国庫補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円		
						調達量	単価	国庫補助率		
〇〇	営農再開支援	資材の調達等支援				0				
		種苗	〇kg	〇円/kg	1/2以内					
		栽培環境整備支援				0				
		残さの撤去	〇〇ha	1,500円/10a	定額 (1,500円/10a以内)					
		追加防除(薬剤)	〇〇ℓ	〇円/ℓ	1/2以内					
		土づくり支援				0				
		堆肥の追加的投入又は緑肥のすき込み	実施面積 〇〇a	10,000円/10a	定額 (10,000円/10a以内)					
		リース方式による農業機械等の導入支援				0				
		機械リース導入	〇〇機械 〇台	〇円/台	本体価格1/2以内					
		合 計					0	0	0	0

注：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定(又は完了)年月日

平成 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
当農再開支援					
（1）資材の調達等支援					
（2）栽培環境整備支援					
（3）土づくり支援					
（4）リース方式による農業機械等の 導入支援					
合 計					

6 添付書類

- （1）事業内容毎に助成対象者、ほ場所在地、被災面積及び品目等が証明された資料（別記様式第1号別添2）
- （2）事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は規約
- （3）各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、輸送費、作業労賃の根拠がわかる資料等）
- （4）交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- （5）共済又は保険等への加入に関する誓約書（参考様式）
- （6）その他、九州農政局長が必要と認める書類

別記様式第1号別添2-1
(営農再開支援)(農業ハウス、農業機械等を除く)

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業内容	助成対象者	住所	ほ場所在地	面積 (ha)	品目	被害状況 (具体的に記入)	備考

上記の者は、「硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領(平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知)に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名: ●県●市町村

役職・氏名:

注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。

- ・ 資材の調達等支援
- ・ 栽培環境整備支援
- ・ 土づくり支援

2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。

3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。

4 被害状況が分かる写真等を添付すること。

別記様式第1号別添2-2
 (営農再開支援)(農業ハウス、農業機械等)

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業助成対象者に係る被災証明

No.	被災日	事業内容	助成対象者	住所	機械・ハウス等名	台数等	被害状況(流失・破損・倒壊の別)		備考
								具体的内容	

上記の者は、「硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領(平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知)に定める助成対象者」の要件を満たすことを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名: ●県●市町村

役職・氏名:

注: 1 「事業内容」欄には、以下のいずれかを記載すること。

- ・ 資材の調達等支援
- ・ リース方式による農業機械等の導入支援

2 交付決定前に着手している場合には、「備考欄」に着手年月日を記載すること。

3 助成対象者が法人等の構成員の場合は、助成対象者名の下段に法人名及び代表者名を()書きで記載すること。

4 助成対象者(担い手)が、農業機械等に被害を受けた出し手農家(非担い手)から機械作業を集約化する場合は、下段に出し手農家(非担い手)の農業機械等の被害状況等を()書きで記載すること。

5 被害状況が分かる写真等を添付すること。

別添様式第1号

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係る資材の調達等支援事業計画書

(事業実施年度：平成〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物等の被災の状況

--

2 事業の実施方針及び目標

--

3 活動計画

--

4 その他事業実施に当たり必要な事項

--

5 事業内容

事業量		事業に要 する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分	調達量		国庫補 助金 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	
硫黄山噴火対応産地緊急支 援事業に係る資材の調達等支 援事業 対象資材 種苗 マルチ	○ℓ ○m					

事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

別添様式第2号

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係る栽培環境整備支援事業計画書

(事業実施年度：平成〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物等の被災の状況

--

2 事業の実施方針及び目標

--

3 活動計画

--

4 その他事業実施に当たり必要な事項

--

5 事業内容

事業量		事業に要 する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分	調達量		国庫補 助金 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	
硫黄山噴火対応産地緊急支 援事業に係る栽培環境整備支 援事業						
残さの撤去	〇〇ha					
追加防除 薬剤	〇ℓ					

事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

別添様式第3号

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係る土づくり支援事業計画書

(事業実施年度：平成〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物等の被災の状況

2 事業の実施方針及び目標

3 活動計画

以下のように、取組の内容がわかるように記載して下さい。

(堆肥の追加的投入の例)
平年時の投入量① 〇〇 t /10a 今回投入量② △△ t /10a
追加的投入量の割合 (②/①) ●● %
※追加的投入量の割合が150 %以上の場合、補助対象になります。

(緑肥のすき込みの例)
緑肥播種～すき込み → □□ (作物名) を定植 (又は播種)

4 その他事業実施に当たり必要な事項

(本メニューの要件である災害復旧事業 (客土) の実施状況について記載すること。)
(堆肥の追加的投入に取組む場合は、基準となる地域の平年投入量又は事業実施主体の平年時における投入量について記載すること。)

5 事業内容

事業量		事業に要する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分及び対象機械・施設	実施面積		国庫補助金 (円)	自己負担 (円)	その他 (円)	
硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係る土づくり支援事業 堆肥の追加的投入 (又は緑肥のすき込み)	〇〇 a					

事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

別添様式第4号

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係るリース方式による農業機械等の導入支援
事業計画書

(事業実施年度：平成〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

1 作物等の被災の状況

--

2 事業の実施方針及び目標

--

3 活動計画

--

4 その他事業実施に当たり必要な事項

--

5 事業内容

事業量		事業に要 する経費 (円)	負担区分			備考
経費区分	調達量		国庫補 助金 (円)	自己負 担 (円)	その他 (円)	
硫黄山噴火対応産地緊急支 援事業に係るリース方式によ る農業機械等の導入支援事業 対象機械 〇〇機械	〇台					

6 導入する農業機械等

機械等利用者	組織名					
	代表者名					
	所在地					
	受益農家					
対象等機械	機種名		数 量	台		
	型式名					
	対象作物					
	利用面積	(計画) ha (利用規模下限) ha				
		(利用計画の設定の考え方)				
	農業機械等の被災状況					
リース期間 (注1)	開始日～終了日 (※1)		～		(年)	
	リース借受日から○年間 (※2)	(年)				
リース物件取得見込額 (税抜き)	[1]	(円)				
リース期間終了後の残価設定 (税抜き)	[2]	(円)				
リース料助成申請額	[3]	(円)				
リース諸費用 (金利・保険料・消費税等)	[4]	(円)				
機械等利用者負担リース料 (税込み)	[5]	(円)				
リース物件保管場所						

注：1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2 複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。

事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

別添様式第5号

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業に係る特認団体申請書

(事業実施年度：平成〇〇年度)

事業実施主体名

代表者氏名

事業実施主体名 (特認団体名)		取組内容	
構成員氏名	住 所		
特 認 と す る 理 由			

注：特認団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等とする。

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 (印)

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業の実施状況報告について

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領（平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

注：関係書類として、実施状況報告書を添付する。

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業 実施状況報告書

【担当者】

〔事業実施主体〕

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

FAX 番号

E-mail

注：担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載すること。

別記様式第2号 別添2 (営農再開支援)

1 取組の経過とその効果

2 事業の内容

(1) 成果目標の達成状況

チェック欄	成果目標の内容
□0・□1	

(注) 事業が適切に実施された場合には「1」、それ以外の場合には「0」欄にチェックを入れること。

(2) 営農再開の方法

営農再開の方法	作物名 (他作物で再開する場合は被災作物名と転換作物名を記載)

3 添付書類

(1) 別記様式第1号 (事業実施計画書、事業内容等に変更があった場合は実績報告時に添付したもの。別添及び添付資料を除く。)

(2) 共済又は保険等への加入状況が分かる書類

(3) その他、九州農政局長が必要と認める書類

番 号
年 月 日

九州農政局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名 (印)

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業の評価報告について

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領（平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第6の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

担当者：
所属：
氏名：
連絡先：
E-mail：

注：関係書類として、評価報告書を添付する。

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業 評価報告書

【担当者】

[事業実施主体]

所属・役職

担当者氏名

電話番号（携帯電話番号）

FAX 番号

E-mail

注：担当者は、事業実施主体の構成員であり、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載すること。

営農再開支援

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
被害面積(事業実施対象面積) ①	
営農再開のため使用可能となった面積 ②	
達成率 (%) ③=②/①	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

注:「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。
また、その理由について記入すること。

2 添付書類

九州農政局長が必要と認める書類

年 月 日
年 月 日

九州農政局長 殿

[事業実施主体]

住 所

名 称

代表者氏名

(印)

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業の改善計画について

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業実施要領（平成30年5月29日付け30生産第497号、30政統第434号農林水産省生産局長、政策統括官通知）第6の5に基づき、当回事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記のとおり改善計画の実施について報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当回事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること)

担当者：

所属：

氏名：

連絡先：

E-mail：

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

平成 年 月 日

九州農政局長 殿
(事業実施主体経由)

助成対象者名
住 所
代表者名 印

当社は、施設の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)に加入することを誓約します。

記

1 施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 助成対象者名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費(うち国庫補助金等)

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- (1) 共済又は保険等名
- (2) 加入時期
- (3) 共済又は保険等の期間

(注)生産資材の購入助成を受けて設置したパイプハウスを含む。

動産総合保険等の保険への加入に関する誓約書

平成 年 月 日

九州農政局長 殿
(事業実施主体経由)

助成対象者名
住 所
代表者名

印

当社は、農業機械等の利用開始時まで、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に加入することを誓約します。

記

1 農業機械等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 助成対象者名
- (3) 農業機械等の名称
- (4) 農業機械等の保管場所の所在地
- (5) 農業機械等の機種名、型式名、対象作物、利用面積等
- (6) 総事業費(うち国庫補助金等)

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- (1) 共済又は保険等名
- (2) 加入時期
- (3) 共済又は保険等の期間